

## 【別紙1】

### 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号 による随意契約の発注見通し及び契約内容等

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は第4号の規定に基づく随意契約の発注見通し及び契約内容等について、守口市契約規則第15条第2項の規定により、次のとおり公表します。

担当課	契約の内容（契約名称）	契約締結予定日	契約の相手方氏名又は名称	契約の相手方の決定方法及び選定基準
都市・交通計画課	放置自転車等の街頭指導及び啓発等の業務委託	令和7年4月1日	公益社団法人守口市シルバーパートナーメンバー 理事長 川部 政彦	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号に規定するシルバーパートナーメンバーであり、本業務の履行が可能であること。